

【後見人が支援できること】

- 福祉サービスや介護の手続きや契約
- 保険料・税金の支払い、預貯金などの管理や解約
- 誤って購入した商品の契約取り消し
- 入院や施設への入所手続き
- 書類の確認や施設などの改善の申し入れ
- 定期的な訪問や状況確認
- 相続の手続きや不動産の処分 など

家の修理、携帯電話の契約など
難しい書類、意味が分からない～



【後見人が支援できないこと】

- 家事手伝い（料理や掃除など）
- 日用品の買い物
- 介護 など



なんでもお願い
できるわけじゃ
ないんだね～

制度を支える担い手（後見人）が減っています

後見人を務める専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）は、地域によっては数が少なく担い手不足との声が多く挙がっています。そこで「**市民（町民）後見人**」の存在がとても重要です。

自治体などが開催する養成講座（法律で必須条件ではありません）を受講して知識や技術を身に付けて経験を重ねます。後見人に選任後も自治体などと相談などができ、活動のサポートが受けられます。

第1回 成年後見人シリーズ

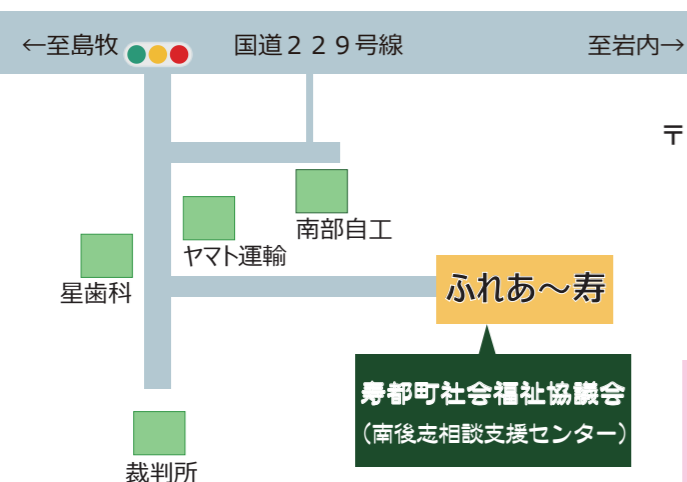
寿都町で見られる野鳥⑥

2024.4 vol.244
寿都町
社協だより



ウミウ（海鵜）
学名 Phalacrocorax capillatus
英名 Japanese Cormorant
生息 日本とその周辺にのみ生息
北海道では留鳥
分類 カツオドリ目ウ科ウ属

寿都町
放課後児童クラブより
今月の一枚
祝卒業
ねんせい ほうようりょく けっそくりょく
5～6年生の包容力・結束力
おそ
恐れ入りました
しん ねんせい きたいど
新6年生の期待度たかまる～
【寿都町放課後児童クラブ】は、寿都町からの委託により寿都町社会福祉協議会が管理運営しています。



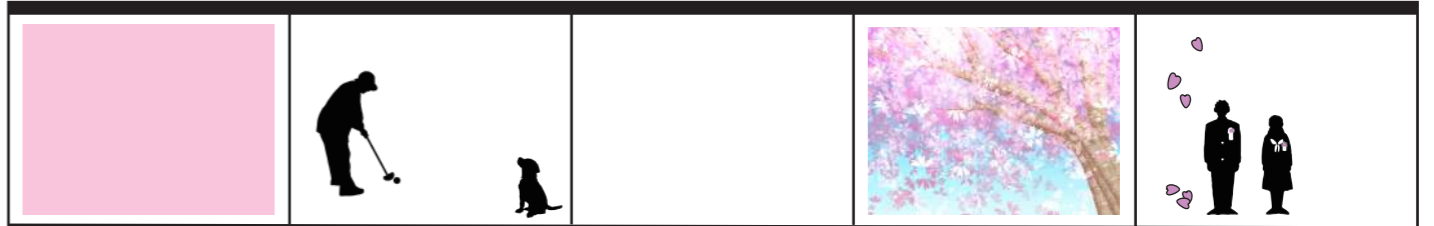
社会福祉法人
寿都町社会福祉協議会

〒048-0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地8
地域密着型センター「ふれあ～寿」内
TEL (0136) 75-7666
FAX (0136) 75-7878
Eメール syakyou01@spice.ocn.ne.jp

寿都町社会福祉協議会のホームページはこちら
<http://suttu-syakyou.net/>



「ご意見等ありましたら、お気軽にご連絡ください」



寿都町
社協だより

Y Y Y Y Y
vol.244(隔月発行)
令和6年4月

4
2023



理事会

理事会・評議員会
開催しました

(令和6年3月15日開催)
定款の一部変更や令和5年度の補正予算、令和6年度の予算などが審議されました。



評議員会

(令和6年3月26日開催)
令和5年度補正予算や令和6年度の予算等が審議され承認されました。

令和6年度 事業概要

少子高齢化に伴い、核家族化や単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化等、地域福祉を取り巻く環境は大きく変容しています。また、経済情勢や雇用環境の改善はうかがえるものの、経済的困窮や低所得の問題等地域における生活課題は多様化しております。

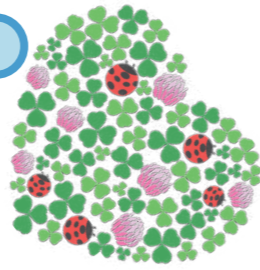
「誰もが安心して暮らせる」まちづくりのため、さまざまな取り組みが求められています。

寿都町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、人と人とのつながりを大切に、行政や関係機関等と連携し、事業展開をめざしてまいります。



令和6年度
事業計画

- 地域福祉活動**
- 身近な相談窓口として「心配ごと相談」の開設
 - 「ふれあ〜寿祭り」の開催
 - ボランティア活動の紹介・周知の強化
 - 地域で安心して暮らすことができるよう、住民の多様な活動を財政面から支援する役割がある「赤い羽根共同募金運動」及び「歳末たすけあい運動」の推進
 - 高齢者や障がい者等に対する町内会福祉活動への支援
 - 認知症や知的・精神障がい者などで、判断能力が十分でない方へ法的に支援する「成年後見制度」の推進
 - 高齢者等が地域で安心して暮らすことのできる「日常生活自立支援事業」の推進



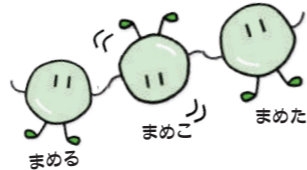
老人福祉

- 「福祉用具貸出事業」の推進
- 食生活の改善等を目的とする「給食サービス事業」
- 「敬老会記念品事業」の実施
- 「訪問サービス事業」及び「友愛訪問事業」
- 高齢者の交流や親睦を深める、「ふれあい昼食会事業」
- 高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るための「紙おむつ事業」

令和6年度
事業計画

- 「赤ちゃん誕生お祝い事業」の実施
- 町内各地区子供会に対する助成
- 長期療養入院患者や独居老人等に対する「歳末見舞金」の支給
- 「放課後児童健全育成事業」の推進
- 障がい者（児）福祉対策の推進
- 「地域活動支援センター事業」の推進
- 低所得者世帯等の生活の安定と福祉向上を図るため「生活福祉資金及び福祉基金」貸付制度のPR

福祉振興事業



令和6年度 予算概要

予算内訳	収入内訳				支出内訳			
	本年度予算額	前年度予算額	増	減	本年度予算額	前年度予算額	増	減
会費収入	600	600	0	0	人件費支出	50,866	44,460	6,406
寄附金収入	1	1	0	0	事業費支出	5,649	4,743	906
経常経費補助金収入 ※1	21,653	21,932	△279	786	事務費支出	6,454	5,668	786
受託金収入 ※2	46,924	34,146	12,778	0	貸付事業支出	400	400	0
貸付事業収入	400	400	0	785	共同募金配分金事業 ※5	9,493	8,708	785
事業収入	5,740	5,860	△120	0	負担金支出	201	201	0
受取利息配当金収入	3	3	0	3,307	積立資産支出	5,352	2,045	3,307
その他の収入 ※3	698	698	0	8,773	サービス区分間繰入金支出 ※6	25,444	16,671	8,773
積立資産取崩収入	2,151	2,736	△585	0	予備費	151	151	0
サービス区分間繰入金収入 ※4	25,840	16,671	9,169		支出合計			
収入合計	104,010	83,047	20,963			104,010	80,047	20,963

※1 町からの補助金
 ※2 訪問サービス事業等の町から委託されている事業の収入
 ※3 段ボール売払い金や自動販売機手数料等
 ※4 会計間の繰入金収入

※5 給食サービス事業や友愛訪問事業等、赤い羽根募金を原資に実施している事業
 ※6 会計間の繰入金支出

令和5年度 歳末たすけあい運動実施報告

募援金総額 235,739円

※敬称略 順不同

寿都町職員一同	寿都町民生委員協議会	樽岸樽寿会	寿都町議会議員会	寿都仏教会(托鉢)
寿都シオン・ルーテル教会	寿はまなす会	横潤永楽会	歌葉寿かもめ会	

みなさまから頂いた義援金は、ひとり親世帯や長期入院患者、重度障がい者、独居老人（70歳以上）、難病患者の方々にお渡しいたしました。

令和5年度 赤い羽根共同募金運動実施報告

募金総額 1,298,510円

寄せられた募金のうち約80%が寿都町社会福祉協議会へ配分され、在宅福祉サービス等幅広い地域福祉事業に有効に利用させていただきます。

1 【地域からの募金】 20件 746,510円

政治町内会	矢追町内会	大磯町内会	新栄第一町内会	新栄第二町内会
新栄第三町内会	新栄第四町内会	渡島町内会	開進町内会	岩崎町内会
六条町内会	樽岸町内会	湯別町内会	歌葉町内会	有戸種前町内会
美谷町内会	鮫取潤町内会	横潤町内会	島古丹町内会	能津登町内会

2 【企業・商店からの募金】 75件 551,000円

菩提院	(有)米沢商店	願乗寺	龍洞院	(株)石澤組
(株)星組土建	(株)千葉建設	(株)吉崎水産	星和運輸(有)	金子光司
ダイサン川地商店	(株)マルトシ吉野商店	加藤商店	(有)ヤマヨ斎藤商店	(株)山下水産
寿し・食事処かつば寿司	(株)田中電機商会	(株)上田屋	本田菓子舗	寺門商事(株)
(株)ダイマル大谷会館	(株)米坂印刷商事	若狭屋老舗	寿都町漁業協同組合	(株)カネキ南波商店
ヒシニ本間商店	大崎商店	(有)平野鉄工	(株)カネゲン本田水産	青木組
(株)セコマ歌葉店	(株)マルイゲタ小坂水産	(有)山文粟田水産	(株)寿都砕石	寿都生コン(株)
大輪自動車工業(有)	寿都石油(株)	南部自工(株)	(株)宮下運輸	山石精肉店
(株)長組	(有)能登電設	居酒屋たつ巳	宮沢商店	いこい飯店
総合管理サービス(有)	ワールド交通(株)	(株)山本 山本保険	(有)米代葬花店	(有)川内建設
法界寺	善龍寺	法華寺	法龍寺	教立寺
西光寺	龍昌寺	新豊寺	願翁寺	(株)大山組
(株)川島組	(株)コミュニティサービス	寿都建設協会	マルナカ田中商店	三浦板金工業所
中里ふとん店	(株)慶信クリーンサービス	齊藤生花店	昇園	
大正堂薬局	くどう書店	光陽クリーニング	千秋庵菓子舗	
寿都金融協会(北海道信金・北海道銀行)	(株)ミレニアムファーマ寿都そよかせ薬局			

3 【その他の募金】 1件 1,000円

みなさまのあたたかいご支援ご協力
 本当にありがとうございました

第1回 成年後見人シリーズ



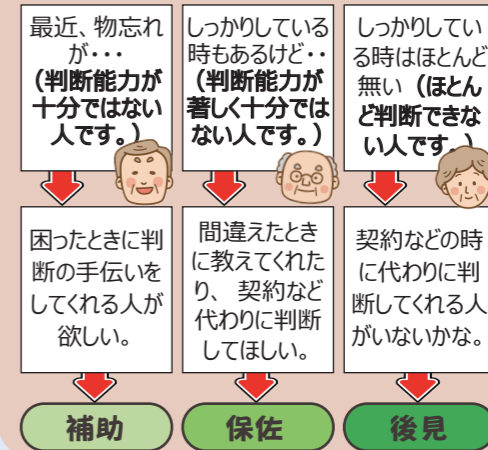
不安から安心へ
 自分ひとりで決められない時
 お手伝いします

成年後見制度とは？

成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症などによって1人で決めることに不安や心配のある方を法的に保護・支援するための制度です。

その人らしい暮らしや財産を守るため、成年後見人（以下、後見人）が支援を行います。

法定後見制度



任意後見制度

自分でなんでも決められます(今は元気な人です。)

将来のことが心配だなあ。

将来の不安に備える「事前契約」もできます。

超高齢化社会の日本では、身寄りがなく、また周囲にも頼れず生活が立ち行かなくなる高齢者が、今後増えることが予想されています。
 成年後見制度は、平成12年(二〇〇〇年)に出来てから20年以上経っていますが、よく分からないという方も多いのでは無いでしょうか。そこで、今回の「社協だより」から3回にわたって、「成年後見制度」について取り上げます。